

使用前検査申請書

廃炉発官R2第150号
令和2年10月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 滞留水移送装置[※] ・3号機原子炉建屋滞留水移送ポンプ（完成品） 2台</p> <p>主要配管[※] ・3号機原子炉建屋トラス室から3号機原子炉建屋ポンプ 出口弁スキッド分岐部まで</p> <p>※ 実施計画Ⅱ.2.5.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年10月12日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年11月25日 至 令和2年12月9日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年12月25日</p>

工事の工程に関する説明書

項目		令和2年											
		1	...	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
3号機 原子炉建屋 滞留水移送装置 追設	滞留水移送装置									—	▼		△
											⋮	☆	☆

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

3号機 原子炉建屋および廃棄物処理建屋内

免震重要棟

: 管理対象区域

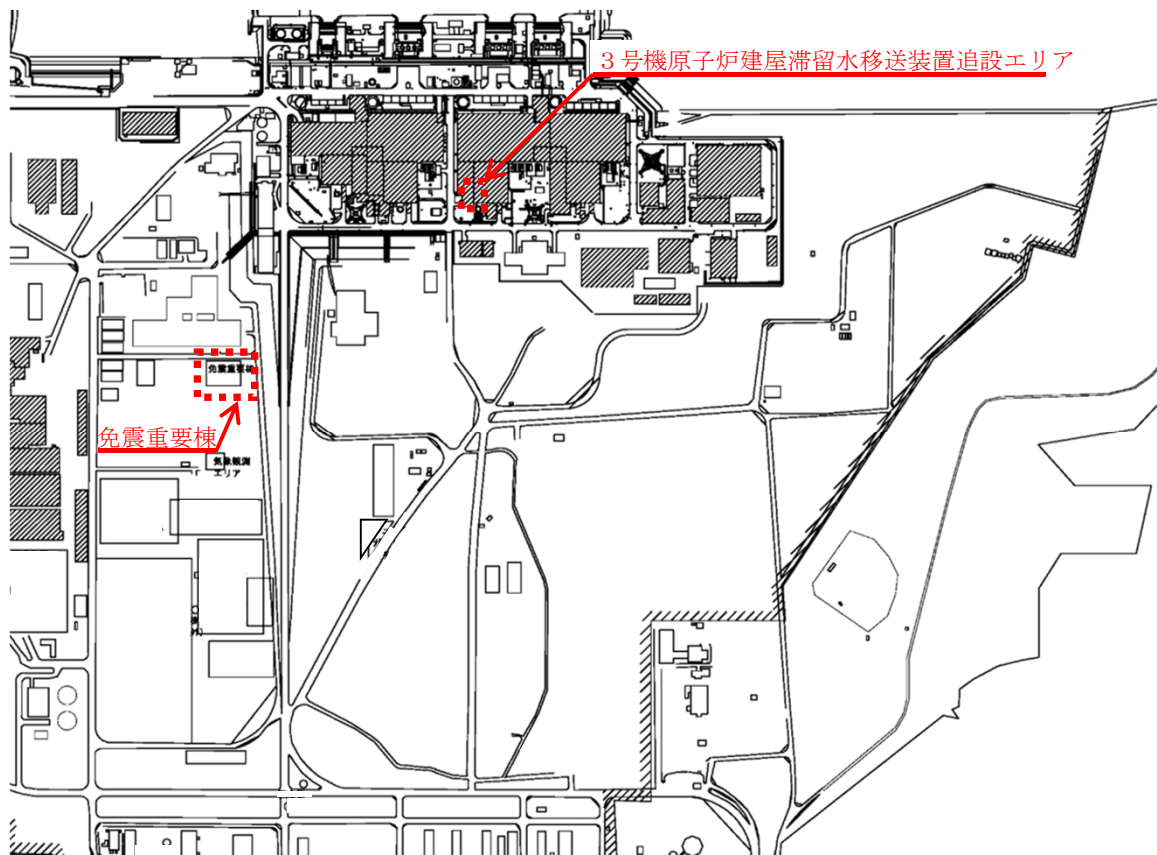
: 非管理区域

別添－1 : 検査場所図


別添－2 : 検査系統概略図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査系統概略図(3号機R/B)

